

## II ひとり親家庭の現状と課題

### 1 社会的な背景

#### (1) 子どもの貧困の社会問題化

令和元年国民生活基礎調査の結果では、子どもの貧困率は13.5%と平成28年調査の13.9%から低下していますが、ひとり親家庭と大人が二人以上いる家庭との貧困率を比べると、ひとり親家庭の貧困率は48.1%、大人が二人以上いる家庭の貧困率は10.7%となっています。

また、令和4年度本市調査においては、新型コロナウイルス感染症の拡大以降で「食費の支出が困難になった」と回答した家庭が51.7%と半数を超えました。この回答をした家庭のうち40.1%が「食料品価格の高騰」を挙げており、毎日の生活に影響するような経済的困窮を抱える家庭が多い状況です。

「子供の貧困対策に関する大綱」が平成26年に閣議決定され、子どもの貧困対策は国家的な課題となっています。中でもひとり親家庭の自立支援の取組の推進が重要となっており、「すくすくサポート・プロジェクト」として総合的な支援の取組が提唱されています。

#### ■ すくすくサポート・プロジェクト（H28 厚生労働省）

<ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト>

- ・就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実
- ・ひとり親家庭が孤立せず支援につながる仕組みを整えつつ、生活、学び、仕事、住まいを支援するとともに、ひとり親家庭を社会全体で応援する仕組みを構築

【主な内容】◇自治体の窓口のワンストップ化の推進（相談支援体制の整備）

◇子どもの居場所づくりや学習支援の充実

◇親の資格取得の支援の充実

◇児童扶養手当の機能の充実 など

#### (2) 権利擁護の高まり

平成24年の民法の改正により、協議離婚の際に父母が協議で定める事項の具体例として「親子の面会交流」「養育費の分担」が明示され、協議においては子どもの利益を最優先に考慮しなければならないことが明確化されました。一方、取り決めた養育費の支払いの不履行や面会交流における死亡事件などをはじめとした、さまざまな課題も表出しています。

また、国の法制審議会家族法制部会において、共同親権を含めた親権の在り方や、父母が子の監護について必要な事項の協議をすることができない場合の法定養育費制度の考え方が議論されており、令和4年11月には中間試案が取りまとめられました。子の最善の利益の確保を前提としたうえ

で、今後の議論の方向性や結果を踏まえ、養育費の確実な確保や、子どもにとって望ましい面会交流のあり方を啓発していく必要があります。

### （３）父子家庭ならではの支援ニーズへの対応の必要性

平成 26 年度の改正母子及び父子並びに寡婦福祉法施行により、父子家庭も支援の対象として明確に位置づけられましたが、父子家庭は母子家庭に比較すると収入はあることから、実際の支援対象になかなか該当しないといった課題や、日常生活支援の必要性や、相談相手がいない割合が比較的高く孤立感を抱えやすいなど、母子家庭とは異なるニーズに対する支援が求められています。また、平均所得は高くとも、個々の所得で見ると、収入が低い層も一定数おり、福祉的な支援が必要な場合もあることに留意する必要があります。

### （４）子どもの教育に対する支援の必要性の高まり～給付型奨学金

貧困の連鎖を防ぐとともに、子どもが将来の自立に向けて、必要な力を身につけるために、子どもの教育に対する支援の重要性が高まっています。

世帯所得に占める教育費の割合が増大しており、奨学金の貸与を受けても返済が滞るなど、教育費の確保はひとり親にとっても大きな課題となっています。

日本学生支援機構の奨学金に給付型が導入され、企業が新たにひとり親向けの給付型奨学金を募集するなど、民間資金の給付型奨学金も増えてきています。令和 2 年度より高等教育の修学支援新制度も始まり、多様な制度の情報が必要とする人に的確に伝わるとともに、子どもにとって進学のもちベーションにつながるよう、支援につなげていくことが求められています。

<参考>

#### 横浜市におけるひとり親世帯数の推移（国勢調査）

（単位：世帯）

	ひとり親と 20 歳未満の子のみで 構成される世帯			その他世帯員との同居を含む世帯		
	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
母子世帯	18,401	17,600	14,842	24,311	22,803	19,481
父子世帯	2,742	2,124	1,943	4,566	3,588	3,154
合計	21,143	19,724	16,785	28,877	26,391	22,635

## 2 ひとり親家庭の現状

### (1) ひとり親家庭の数

本市のひとり親家庭の数は、令和2年の国勢調査によると22,635世帯で、内訳は母子家庭19,481世帯、父子家庭3,154世帯となっています。ただし、この世帯数は、ほかの家族等との同居も含めた数値です。

母親又は父親と20歳未満の児童からなる世帯の数は、16,785世帯で、内訳は母子家庭14,842世帯、父子家庭1,943世帯となっています。

令和4年度本市調査によると、ひとり親家庭になった理由は、全体では、離婚が87.5%、死別が4.2%、未婚が7.4%、母子家庭では、離婚が88.5%、死別が3.1%、未婚が8.2%、父子家庭では、離婚が77.8%、死別が15.6%、その他が6.7%となっています。

### (2) ひとり親家庭の世帯状況について

令和元年国民生活基礎調査によると、稼働収入については、「児童のいる世帯」686.8万円に対して、母子家庭は231.1万円となっていて、母子家庭が非常に低いことが分かります。

平成29年度本市調査によると、年間の世帯総収入（児童扶養手当、養育費等を含む）の全体平均は432万円（平成24年度調査344万円）ですが、母子家庭の平均収入は361万円（平成24年度調査331万円）、父子家庭の平均収入は643万円（平成24年度調査571万円）となっています。

母子家庭・父子家庭ともに、収入は平成24年度調査から増加していますが、母子家庭のみでは約4割が300万円未満となっています。また、令和4年度本市調査では、稼働収入の平均は母子家庭231.6万円、父子家庭292.4万円、全体で237.2万円となっています。

養育費について取り決めをしている世帯（「子によって違う」と回答した世帯を含む）は平成29年度調査時は44.6%、令和4年度本市調査時は50.2%で、平成24年度調査の43.6%から少しずつ増加し、半数程度にまでなっています。

住居の状況は、平成29年度調査では「民間の賃貸住宅」が33.4%と最も多く、また、「市営・県営」や「公団」などの公営住宅は8.3%となっています。「自身の名義の持家」は28.5%、「自身以外の名義の持家」が23.8%となっています。令和4年度本市調査では、「民間の賃貸住宅」が41.4%、公営住宅が11.9%、「自身の名義の持ち家」は19.3%で、支援制度を使用した世帯に限ると、賃貸住宅の利用割合が増加しています。

### (3) ひとり親家庭の親について

令和4年度本市調査（括弧内：平成29年度本市調査）では、ひとり親家庭の母又は父の平均年齢は、母親41.8歳（42.4歳）、父親48.3歳（47.8歳）となっています。親の最終学歴は、「高校・

高等専修学校卒」が母親 37.4%、父親 42.2%で最も多くなっています。次いで、母親の場合は「高専・短大・専門学校卒」が 32.5%と多くなっているのに対し、父親は「大学、大学院卒」が 31.1%となっています。また、「中学校卒」と回答した家庭は全体で 9.3%を占めました。

また、ダブルワークなどの副業をしている人について、「コロナ禍前も現在もしていない」が 81.4%でもっと多くなっています。母子・父子家庭別にみると、「コロナ禍の影響により始めた」と回答した人が、母子家庭では 5.3%だったのに対し、父子家庭では 12.5%と高くなっています。

#### (4) ひとり親家庭の子どもについて

令和 4 年度本市調査（括弧内：平成 29 年度本市調査）では、ひとり親家庭の子どもの人数は、「1 人」が 47.9%(52.1%)、「2 人」が 39.0%(36.2%)、「3 人」が 11.9%(8.6%)、「4 人」が 1.2%(1.5%)となっています。

また、母子家庭の子どもの数は平均 1.66 人(1.58 人)で、父子家庭では 1.73 人(1.62 人)となっています。

子どもの就学・就業状況については、平成 29 年度調査では母子家庭は「小学生」の子どもがいる世帯が 35.7%で最も多いのに対し、父子家庭では「高校生、高等専修学校」が 35.1%で最も多くなっており、母子家庭よりも父子家庭の子どものほうが子の年齢が高くなっていました。

令和 4 年度調査では、ひとり親家庭を構成する子どもは「小学生」が 32.0%で最も多くなり、次いで「中学生」の 23.9%となりました。「小学校入学前」の子どもは 13.2%ですが、母子家庭では 13.8%、父子家庭では 7.9%となっており、母子家庭では未就学の子がいる割合がやや高くなっています。

#### (5) ひとり親家庭になったときに困ったこと

平成 29 年度本市調査では、ひとり親家庭になったときに困ったこととして、「生活費が不足している」が 57.6%で、次いで「炊事洗濯等の日常の家事ができない」38.9%、「就職先が決まらない」13.9%となっています。

母子・父子家庭別にみると、母子家庭では「生活費が不足している」が最も多いのに対し、父子家庭では「炊事洗濯等の日常の家事ができない」が最も多くなっています。

また、アンケート調査の回答時点現在で困っていることについて、「生活費が不足している」については、39.6%と多くの方が挙げており、ひとり親となって時間が経過しても困っていることがわかります。

「炊事洗濯等の日常の家事ができない」については、母子家庭では、ひとり親になったときは33.3%、調査回答時点は19.6%、父子家庭では、ひとり親になったときは55.9%、調査回答時点では32.7%と減少はしていますが、依然として高い割合となっています。

## （6）福祉制度の認知状況等

平成29年度本市調査におけるひとり親に関する制度の認知状況については、相談関係では「区役所福祉関連窓口」「児童相談所」、就業支援では「公共職業安定所（ハローワーク）」、すまい施設では「市営住宅」、経済的支援では「児童扶養手当」「生活保護」「ひとり親家庭等医療費助成」「就学援助」「バス・地下鉄等の特別乗車券交付」が7割以上の方に認知されています。

しかし、「横浜型児童家庭支援センター」「母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金」「母子生活支援施設」「生活困窮者自立支援」など認知されている比率が3割以下の制度もあります。

特に子育て・生活支援関係はどの制度も認知されている比率が3割以下となっていて、多くの方に知られていない状況です。

また、今後利用したい制度については、母子家庭では、「母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金」の30.2%や「ひとり親サポートよこはま」の28.7%といった就業支援、「市営住宅」の29.9%といった住宅支援への希望が高く、父子家庭では、「バス・地下鉄等の特別乗車券交付」の26.9%や「家庭生活支援員（ヘルパー）の派遣（日常生活支援事業）」の24.1%など、生活への支援の希望が高い状況となっています。

令和4年度本市調査においては、主なひとり親家庭支援制度及び計画策定後に開始した支援制度についての認知状況を尋ね、利用希望については調査していません。「児童扶養手当」「特別乗車券」の認知割合は90%を超え、「ひとり親家庭対象の新型コロナウイルス対策の給付金」についても、63.4%となりました。「母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金」に関しても39.6%に向上しました。一方、直接的な生活支援に結びつく事業のひとつである「ひとり親世帯への食品提供会」の認知度が28.6%となっています。

## アンケート調査に寄せられた声から

本市調査の際、現在悩んでいることや困っていること、意見や要望などを自由に記入していただきました。

「母子家庭と父子家庭の支援の格差がありすぎる」「支援制度の情報をもっと知らせてほしい」といった、制度への意見や要望が多く寄せられました。また、令和4年度本市調査では「死別によりひとり親家庭になった場合の情報が不足している」というご意見もいただきました。

そのほか、「家賃が厳しい」「養育費が支払われず生活費が足りない」「就職活動を行いたくてもスーツ代など就活費用が厳しい」などの金銭面、「子どもの教育費がかさむのが大変」「子どもに本人が望む十分な教育を受けさせたいと考えているが、金銭的、時間的に限りがある」「将来を考え子どもの勉強をみてあげたいが、丁寧にみる時間がない」など子どもの教育、教育費に関する悩みなども多く寄せられました。令和4年度本市調査では、「新型コロナウイルスの影響による休校がきっかけで、子が登校拒否や不登校になり、就労に支障をきたしている」という、新たな悩みの回答もありました。

なお、平成29年度の調査は、父子家庭の抽出数を45%（前回10%）としたことにより、父子家庭からの回答数を多くいただけたことから、父子家庭の困難状況をより把握できました。また、母子家庭と父子家庭とでの傾向の違いもみられました。

■ 母子家庭では、収入や教育費等の生活費に関する困窮状態、ご自身の精神面やお子さんの障害などの不安、子どもが独立した後の老後への不安に関するご意見が多く寄せられました。

■ 父子家庭では、収入はあることからひとり親に関する支援がなかなか受けられないこと、女兒がいる父子家庭での子の思春期の相談相手についての悩み、生活面の支援の必要性、子どもとのコミュニケーションが難しい、制度をほとんど知らない・情報がわからない、といったご意見が多く寄せられました。

### 3 ひとり親家庭の課題状況

ひとり親家庭において親は、ひとりで生計の維持と子育てを担わなければならないことから、安定した生活の維持を図るための就業等と子育てとのバランスを図ることに苦勞することが多い状況となっています。

#### (1) 子育てや生活支援について

ひとり親家庭の末子の年齢は、乳幼児及び学齡児が多く、日々の生活における家事の援助や、保育や放課後児童施策等の子育て施策が必要となっています。

特に、父子家庭においては、育児等の協力を期待できる親族との同居は26.9%(参考：令和4年度本市調査時：28.9%)であり、平成29年度本市調査によると、ひとり親家庭になった時に困ったこととして「炊事洗濯等の日常の家事ができない」が55.9%と、母子家庭の33.3%に比べ割合が高く、ヘルパー派遣等による家事支援に対するニーズが高い傾向にあります。

保育については、未就学児を抱える世帯の82.5%が保育園等を利用しており、就業支援のために、保育の確保は重要です。

令和4年度本市調査では、家事・育児以外にも、親または子の疾病や障害など、他のさまざまな困難を抱えて悩んでいるとの回答がありました。

また、ひとり親となった母子家庭には、DV被害へのケアや養育支援が必要な世帯があり、母子生活支援施設において専門スタッフによる自立支援や施設退所後の継続したケアも必要となっています。

ひとり親家庭の方は、ひとり親であることをなかなか打ち明けることができなかつたり、多忙だつたり、自分が頑張らなければと孤軍奮闘されていたりと、望む・望まざるとに関わらず社会的に孤立しやすく、ひとりで困難を抱えてしまう傾向にあるといわれています。

地域で支援に関わる方々に、ひとり親家庭の抱える子育てや日常生活の大変さを理解していただき、日々の暮らしの中での周囲からのささやかな気遣いや声掛け、ひとり親同士のつながりを育んでいくことにより、ひとり親とその子が、安心して地域で暮らすことができる環境が求められています。

#### (2) 就業の支援について

令和4年度本市調査によると、本市ひとり親家庭の就業率は高く、母子家庭が87.6%、父子家庭が88.9%となっています。

しかし、母子家庭の母の就業形態は「正社員・正規職員」が43.7%となっていますが、「パート・アルバイト」が32.1%、「嘱託・契約社員・準社員・臨時職員」10.4%、「人材派遣会社の派遣社員」5.6%を合わせた非正規職員は約5割となっています。

また、母子家庭・父子家庭ともに、4割の人が、より良い就労に向けて転職をしたいと考えています。

このように、ひとり親家庭の多くは就労していますが、現在の収入、就業形態や雇用環境などとともに、子育てとの両立の難しさから、本人の希望とミスマッチが生じているため、希望する職業や就業形態が選択できる支援の仕組みが必要です。

特に、子育てと就労の両立を支援するためにも、親または子どもの健康状態や子どもの年齢に応じ、ワークライフバランスも視野に入れ、仕事に必要な知識や資格の取得支援から、生活条件に合う仕事のあっせんなど、個々の状況に合わせたきめ細かな、伴走型の支援が求められています。

### (3) 経済的支援について

令和4年度本市調査では、ひとり親自身の年間稼働収入平均は237.2万円で、母子家庭が231.6万円、父子家庭では292.4万円で、母子家庭の方が父子家庭より低い結果となりました。階層別では「200～300万円未満」が最も多く26.9%、次いで「100～200万円未満」が20.9%、「300～400万円未満」が17.4%となっています。母子・父子家庭別にみると、どちらも「200～300万円未満」が最も多く、次に多いのが母子家庭では「100～200万円未満」が22.5%であるのに対し、父子家庭では「300～400万円未満」が20.0%となっています。

年間就労収入を最終学歴別に見てみると、学歴が高くなるほど収入が上がる傾向にあるものの、最終学歴にかかわらず、最も多いのは「200～300万円未満」となっています。

母子家庭の就業形態別の年間就労収入は、「正社員・正規職員」の場合は「300～400万円未満」が30.6%で最も多く、「嘱託・契約社員・準社員・臨時職員」の場合は「200～300万円未満」が39.0%で最も多く、「パート・アルバイト」の場合は「100～200万円未満」が52.8%で最も多くなっています。また、父子家庭では、「正社員・正規職員」の場合は「300～400万円未満」が30.0%で最も多く、「嘱託・契約社員・準社員・臨時職員」の場合は「200～300万円未満」が66.7%で最も多くなっています。

また、令和4年度本市調査において、家庭の現在の暮らし向きを尋ねたところ「大変苦しい」「やや苦しい」という回答が合計で67.6%にのぼりました。母子家庭・父子家庭ともに、ひとり親家庭になった時から現在に至るまで引き続き、生活費が不足していると感じている方が多いことから、経済的支援はひとり親家庭の生活を守る大変重要な支援です。

児童扶養手当等の経済的支援策は国の制度において行われていますが、国の制度を着実に実施するとともに、就労や稼働収入の増加など、次のステップにつなげていく支援も求められています。

#### (4) 養育費確保の支援について

離婚等によりひとり親家庭となった子どもへ支払われるべき養育費については、平成 29 年度調査で 48.5%、令和 4 年度本市調査で 47.9%と半数近くの世帯で取り決めをしていません。

養育費の取り決め率が低い要因としては、「相手に支払う意思や能力がないと思った」、「相手と関わりたくない」「取り決めの交渉が煩わしい」「相手から身体的・精神的暴力を受けていた」といった理由から、養育費の確保に消極的になっていることがうかがえます。

子どもの養育は、親権の有無に関わらずその責務は両親にあり、別居している親も養育費を負担し、扶養義務を果たす必要があります。子どもの健やかな育ちのためにも、必要な養育費をしっかりと確保することが必要です。

国においては、平成 19 年度から養育費等相談支援センターを開設し、母子家庭等就業・自立支援センターへの困難事例等の相談支援を行ったり、平成 24 年の民法の一部改正に伴い、離婚届に養育費や面会交流の取り決めに関するチェック欄を設けたりするなど、普及・啓発の取組がすすんでいます。令和 4 年度本市調査によると、離婚または未婚となった方で「養育費の取り決めをしている」の割合が、ひとり親になってからの経過年数が「1 年未満」だと 73.1%、「1～10 年」で 52.0%、「11 年以上」で 36.6%となっています。

本市調査においても、養育費の取り決めをしているひとり親家庭が半数程度となっていることから、母子家庭等就業・自立支援センターにおける相談機能や、養育費セミナー等の開催等による啓発の取組の一層の強化が求められてきましたが、令和 3 年度より①公正証書の作成や調停により、養育費の取り決めを行う際の費用を補助する、②養育費保証契約の契約時費用を補助する の 2 つの方法による養育費確保支援事業を開始しました。事業の着実な実施により、ひとり親家庭の経済的困窮を防ぎ、子の健やかな成長を後押しすることが求められます。

#### (5) 相談・情報提供について

令和 4 年度本市調査では、ひとり親家庭で、相談できる相手については「いる」と回答したのが母子家庭は 58.4%だったのに対し、父子家庭は 40.0%となっています。また、「相談相手が欲しい」と回答した母子家庭は 21.5%だったのに対し、父子家庭は 33.3%と父子家庭の方が高くなっています。

ひとり親家庭の相談先のひとつとして、当事者同士のつながりでひとり親家庭ならではの悩みを共有し、不安を解消していくことも有効です。しかし、当事者団体の存在があまり知られていなかったり、父子においては当事者同士のつながりそのものが希薄であり、相談相手が見つかりづらいといった課題もあり、今後支援を充実させていく必要があります。

また、相談支援の場面では、DVや児童虐待の課題がある場合もあり、専門的な支援や、様々な課題状況をふまえた、総合的な相談支援をしていくことも求められています。

現在、ひとり親家庭になられる方に対し、相談窓口や支援制度等を紹介した「ひとり親家庭のしおり」を、区役所の戸籍課の窓口などで配付しているほか、ひとり親の相談窓口の案内カードを設置して周知していますが、更なる充実につとめる必要があります。また、相談や制度利用について、区役所内の担当が複数の課にわたる場合や、他の公的機関が行うもの、民間団体と連携して行っているもの等もあり、わかりやすい案内や関係機関の連携強化が求められています。

情報提供については、本市調査によると、「ひとり親家庭の支援制度を利用したかったが利用できなかった」と回答した理由として、ほとんどの制度において「制度があることを知らなかったから」が多く挙げられています。また、父子家庭への情報提供についても、制度が拡大され母子家庭だけでなく父子家庭も利用対象となっている制度がある中で、周知や利用相談等に課題があります。

制度の周知を図り、個々の状況に応じて必要な支援情報を届け、利用につなげるためには、ひとり親家庭に対して、紙媒体やウェブサイトなど様々な手法により、わかりやすく、身近で利用しやすい情報提供を行う必要があります。

## (6) 子どもへのサポートについて

母子・父子を問わず、親との離死別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、そのことが子どもの精神面に与える影響や進学への悩みなど、子どもが成長していく過程で様々な課題が生じることがあります。

親が子育てにあてられる時間がなかなか取れず、親との関わりが少なかったり、DVや児童虐待等により心のケアが必要だったりする場合があります。

また、ヒアリング調査からは、ひとり親の子どもたちは、親に無理をさせてはいけないと将来に夢や希望を持たなかったり、自身の望む進学や職業選択よりも負荷の大きい就労を選択するなど、比較的早く人生をあきらめてしまうこともある、という様子もうかがえました。

どんな状況にあろうとも子どもが健やかに成長できるよう、子どもの視点に立った、子ども自身への支援の充実が必要です。

そのため、子ども自身からの相談に応えられる体制の整備や、将来的に自立した生活が送れるように学習の機会を提供すること、別居している親と会うための支援などの充実が求められています。

近年、子ども食堂の取組が認知され、数も増加し、学習支援や多世代交流の機能を併せ持つような場もあります。地域であたたかく子どもたちを見守る取組の輪が広がるよう、支援をすすめていく必要があります。

本市では、ひとり親家庭の児童に対し、夕方以降の基本的な生活習慣の習得や学習の支援、食事の提供を行う「ひとり親家庭児童の生活・学習支援モデル事業」を令和元年度に実施しました。令和2年度からは、これを発展させ、中学校に進学し生活が大きく変化する中学1年生の子がいるひとり親家庭に対し、子への学習支援と、教育費用の構築に向けた親の生活相談を行う「思春期・継続期支援事業」を実施し、ひとり親家庭の親子が、子の高等教育進学を前向きにめざせるよう後押ししています。

## コラム

### ドメスティックバイオレンス（DV）とひとり親



本市の離婚相談では、離婚に至る原因の多くに、相手からの身体的・精神的な暴力行為がみられます。母子生活支援施設の入所理由の中にもDVからの避難がみられるなど、ひとり親に至る背景のひとつに、DV被害の影響が深刻な状況があります。

暴力にさらされたことにより、親が恐怖心や心理的ダメージを受け、自立に向けた一歩をなかなか踏み出せなかったり、逃げるように出てきたため生活の基盤づくりに時間がかかってしまったりするなど、多くの課題状況があります。

また、親だけでなく、子どもも、暴力を受けたり、親が暴力を受けているのを目にすることで、心身に影響を受け、自己肯定感が低かったり、対人関係がうまく築けなかったりするほか、暴力的な行為を容認してしまうといった暴力の連鎖が起こるなど、子どもの成長・発達に深刻な影響を及ぼしています。

ひとり親とその子どもの支援へ向けて、DV被害者支援は重要な課題であり、関係機関の連携による取組強化につとめていく必要があります。